研究報告

日本伝統農村の共済と村・五人組・百姓株式
―近世農村の「潰百姓」防止対策―

東京大学大学院　農学生命科学研究科
講師　戸石七生（といしなな）

アブストラクト

本稿の目的は、農協共済組合運動の基盤となった前近代の日本伝統農村における共済「助合（たすけあい）」の構造を、近世日本農村についての先行研究のサーベイ及び横野村という関東の一山村の歴史資料分析を通じて明らかにすることである。またその過程で、齋藤仁・大鎌邦雄・両角和夫の『自治村落の基本構造』において寄せられた本誌掲載の拙稿　「前近代移行期南関東農村における農家数減少とその対策」（『共済総合研究』64号収録）、「百姓株式と村落の共済機能の起源」（『共済総合研究』67号収録）への疑問及び批判に応える。

日本近世の農村社会において、村や五人組は「潰百姓（つぶれびゃくしょう）」と呼ばれる生産能力を欠いた農家の出現を防ぐために様々な取り組みを行っていた。村は構成員の少ない農家に対して、村落運営費を免除し、また、村や五人組は後継者のいない農家に様々な働きかけを行うなど農家経営の安定に尽力した。特に、村より人口規模の小さい五人組にとっては一つ一つの農家における人的資源の損失が他の家の共倒れの原因となるため、死活問題であり、村も個々の五人組に様々な配慮を行った。このように、近代以前の日本伝統農村においては百姓株式制度を基盤とした共済が様々な形で行われ、近代以降の農業協同組合運動の礎となった。

（キーワード）　潰百姓　五人組　非血縁関係による経営継承

目　次

1. はじめに――「農協国家」としての近世日本と共済――
2. 前近代農村社会における共済と潰百姓
3. 村・五人組による「潰百姓」防止対策
4. 村・五人組と潰百姓対策
5. 村と家と百姓株――自治村落論批判への応答――
6. おわりに――百姓株制度の今日的意義――

1．はじめに
――「農協国家」としての近世日本と共済――

本稿の目的は、農協共済組合運動の基盤となった日本伝統農村社会における共済の構造を明らかにすることである。またその過程で、齋藤仁・大鎌邦雄・両角和夫の『自治村落の基本構造』において寄せられた本誌掲載の拙稿　「前近代移行期南関東農村における農家数減少とその対策」（『共済総合研究』64号収録）、「百姓株式と村落の共済機能の起源」（『共済総合研究』67号収録）への疑問及び批判に応える。

まず、本稿で扱う日本伝統農村社会は近世から明治にかけてのそれであることを断っておく。日本伝統農村とその核である「日本型」農本主義文化を正しく理解するには、両者が形成された中世に遡って通史的に議論することが必要不可欠である。だが、残念ながらそれは現在の筆者の能力を超えているため、今回は近世に焦点を当てて日本伝統農村とその共済機能について議論することにする。

「太平の世」として知られる近世の日本は「軍国主義国家」であると、政治史分野では長らく評価されてきた[1]。とはいえ、近世日本を構成する基礎的行政単位は村であり、村は制度上、年貢＝兵糧＝米の供出を目的とした生産者組織であった[2]。つまり、村は農業協同組合であり、村人は農協の組合員であった。よって、被支配者である百姓から見れば、近世日本は「軍国主義国家」ではなく、「農協国家」であった。

こうした見方に対し、中近世移行期を専門とする稲葉継陽は、戦国時代から近世初期にかけて百姓が戦争ではなく、農業を本分とする身分であるというアイデンティティを獲得した過程をボトム・アップの兵農分離という意味を込めて「農の成熟」と呼んだ[3]。そして、「農の成熟」は中世に比してより高度に組織化された仲間団体を基盤とした社会の成立と表裏一体だとする[4]。稲葉の言葉を本稿の趣旨に即して翻訳すれば、「村」という名前の農業協同組合の成立と発展に伴って農協組合員である「百姓」がそのアイデンティティを確立したのが「農の成熟」ということになる。要するに、260年続いた「パクス・トクガワーナ（Pax Tokugawana、ラテン語で徳川の平和）」は百姓の仲間団体である無数の村、つまり農協組合員として組織された百姓に支えられていたのである。

同じく農本主義的な価値観に着目した代表的な研究として、近世史の分野では深谷克己の「百姓成立（ひゃくしょうなりたち）」論が挙げられよう。深谷は、近世の政権に求められた本来の資質と役割は、「百姓成立」＝小農自立確保の原則に基づいた「仁政」にあると主張した[5]。そして、これが近世日本の支配者被支配者に共有された価値観として、近世日本社会の根幹のルールであったいうのである。「年貢さへすまし候得ば、百姓程心易きものは之無く（年貢さえ納めれば、百姓ほど気楽なものはなく）」[6]、「農具さへもち、耕作専に仕り候へば、子々孫々まで長久（農具をもって農作業に専念すれば末代まで安泰）」[7]であることを、為政者が被支配者である百姓に保証する「仁政」は、儒教では「撫民政策」と表現される。そしてこの「撫民政策」は、農業、特に狭義の農業

としての穀物生産の振興（「勧農」）こそが支配者の徳であるとする東アジア的「徳治主義」に基づいたものであった。

ただし、深谷は、「百姓成立」のための「仁政」は「農家経営の維持」であって、「農業経営の維持」でないとする[8]。しかし、筆者は「百姓成立」を目的とした政策はやはり「刀狩令」で百姓を「耕作専一の民」と位置付ける農本主義的の上に成立するものであり、理念上は――たとえ支配者にとっては年貢米が、百姓が自ら生産した米であろうと買ってきた米であろうと同じであるのが事実だったとしても――あくまでも「農業経営の維持のための仁政」であって、「農家経営の維持のための仁政」ではないと考えている。勧農の一環としての補助金交付（「下行」）は中世から行われており[9]、徳治主義にもとづいた農業保護政策自体は決して特殊近世的なものではない。ただし、百姓身分と農民とを同義とする価値観の成立時期については、中世史まで遡って議論する必要があるため、本稿では、近世で理念として共有された「百姓成立」が非農業部門を含む「農家経営維持」だとする深谷の主張には議論の余地があるとするに止めておく。

深谷の「百姓成立」論は、近世近代研究者の間で広く支持され、もっぱら「仁政」の観点から領主権力と百姓の関係が究明された[10]。また、救済には、領主の仁政の一環としての「御救（おすくい）」の他に、被支配者である商人など富裕層（「身元慥（たしか）なる者」）による富の社会還元である「施行（せぎょう）」[11]があった。とはいえ、深谷自身は、「しかし近世では、卓越した富裕者の富の社会還元のほかにもう一つ、「民間」の世界が持つ自己救済力としての居村の内の相互「助合（たすけあい）」をあげなくてはならない」とし、近世日本の「百姓成立」は被支配者相互の共済によって支えられていたことも重要視している[12]。深谷によると、百姓相互の救済である「助合」の範囲は頼母子講などの金融、ユイやモヤイなどの労働交換などよく知られた制度から、村入用に代表される村落財政による村人への富の再分配に及ぶとする[13]。また、深谷は近世の村と家について次のように述べる。

共同体としての村落と家族はこの両極（筆者注：深谷によると、両極は「乞食」と「裕福な生活」を指す）のあいだを不安定に揺れ動いている「百姓成立」のための共済の仕組みに他ならない。およそ大小の共同体・共同団体は生存のための共済組織である。それゆえに所属して保護を求め、かつ共済機能のための掟に拘束される[14]。

要するに、村や家は「共済組織」であると深谷は言いきっているのである。こうした村の共済を支えていた制度の一つが、４～８軒の家から構成される五人組である。五人組は日々の生活扶助や労働交換や村に対して年貢の納入責任を負い、また組の構成員の寄合の出欠にも責任を負った[15]。教科書では幕府によって相互監視のため農民に押し付けられたとされる五人組であるが[16]、実は農家にとって生活を営む上で必要不可欠な存在であった。

五人組は公権力によって強制された形式的なものにすぎないという従来の通説に対し、最近の研究では五人組の評価は大きく変わっ

ている。渡邊忠司は近畿の村で耕作用の牛を共同保有する「牛組」が中世から近世にかけて存在し、またその牛組が五人組とオーバーラップする場合が多かったということを指摘している[17]。つまり、５戸程度の農家による相互扶助のための組織は地域社会にもともとあったシステムであり、政策によってトップ・ダウン方式に農家が組織されたと側面だけを強調する従来の研究史の認識には無理があると言っていいだろう。五人組はトップ・ダウンの運動によって作られたものではなく、地域社会に中世から存在したボトム・アップの運動の成果を公権力が巧みに利用したと解釈する方が妥当なのではないだろうか。

本稿の読者であれば、誰しも「村八分」という単語を一度は耳にしたことがあるだろう。村落共同体による、村のルール（「村掟」「議定」）を破った個々の農家への制裁のことである。通説では、「村八分」は家族ぐるみ公私にわたる一切の交際を絶たれ、葬式や火災に際しても村人の助力を得られない状態を指す[18]。煎本増夫は「五人組を除かれると農業経営が不可能になるほど、五人組が村落生活に欠くべかざる存在になっている」[19]とし、五人組が相互扶助組織として機能していたことを主張している。要するに、五人組は農家が経営の安定を計る上で、村よりも直接的に必要不可欠な組織であるというのである。煎本は相模国足柄下郡堀之内村（現在の小田原市大字堀之内）の寛文二年（1662）の「五人組定書」の条文に「五人組の入申さず候者、郷中に置き申すまじく候事」とあるのを紹介し、日本近世においては、その「村八分」は「組はずし」、つまり五人組からの除名と同義であったとする[20]。「組はずし」が制裁になりうるためには、五人組が実際に機能し、相互扶助や安全保障の組織として農家経営の安定化に寄与していなければならない。古い通説のように「五人組制度が頗る形式的なものに過ぎず」、「五人組の編成も殆ど帳簿上のことだけであり、実際問題としては、ほとんど意義をなさなかった」のであれば[21]、「組はずし」は制裁になり得ない。

本稿は「農協国家」たる近世の日本農村における日常的な相互扶助・リスクマネジメントに焦点をあて、村や五人組が農家経営の安定化にどのように寄与していたかを議論したい。

２．前近代農村社会における共済と潰百姓

（１）潰百姓の種類

近世日本の農村社会の持っていた共済機能を議論する前に、成り立っていない百姓、つまり「潰百姓（つぶれびゃくしょう）」とは何かを、まず明確に定義しなければならない。分析概念としては、佐藤常雄の『日本稲作の展開と構造』にある「生産能力を欠く農家」が最も明確な定義である[22]。だが、ある農家が「生産能力を欠く」までに至るには様々な理由がある。よって、ここではまず分析のために、農家が置かれている状況に従って、「潰百姓」を４カテゴリに分類する。

① 人口の自然減によるもの：「死潰」

② 人口の社会減によるもの：「引越」・失踪（「欠落」）・都市への出稼ぎ・村内外への奉公

③ 経営能力に問題があるもの：年貢の滞納

者

④　生産年齢人口が著しく小さいもの

佐藤が扱っている「潰百姓」は①～③のタイプである。それに加え、本稿では、④の「生産年齢人口が著しく小さいもの」タイプも「潰百姓」として扱う。④も含めた方が、「生産能力を欠く農家」という「潰百姓」の定義により忠実に即していると考えられるからである。

ほとんどの場合「潰れ」はある日、突然起きる現象ではない。その前提となる農家経営の脆弱性があって初めて起きる現象なのである。働き盛りの担い手の突然の死によって、農家経営が傾いたとしても、それは日本の農民が小農であり、農業経営が小家族によってなされているという社会的条件によって導かれた必然なのである。よって、日本の全ての農家は――世帯規模が縮小した現代ではなおのこと――人口変動リスクに対して極めて大きい脆弱性を抱えている。よって、「潰れ」と「潰れ」ていない農家は互いに切り離されたものではなく、一種の連続体（スペクトラム）として捉えるべきであろう。序章の深谷の言葉通り、「潰れ」た状態と「潰れ」ていない状態を行きつ戻りつするのが日本の農家経営なのである。

ただし、①に比べて②の取り扱いは厄介である。失踪のケースは、農家の構成員が戻ってくる可能性がゼロではないからである。かといって、出稼ぎや奉公も人が確実に帰ってくる見込みはなかった。失踪の場合、行方不明者の捜索は通常180日で打ち切られた[23]。とはいえ、失踪者が戻ってくるのか来ないのかは半年では分からない。公にはこれ以上捜索しないということで、村の方から行方不明者と縁を切ることになるが、やはり同じ村の人間であるから、帰ってきた場合簡単に追い出すことはできない。よって、村は法で定められた以上の年月を様子見に費やしたと考えられる。また、慣れてくると村の方もしたたかなもので、後に紹介する19世紀の下野国（栃木県）の例のように幕府や藩に対して手を切ったように見せつつも、失踪者と非公式に連絡を取りつつ、その帰住を待っていたと考えられるケースがある。極端なケースとなると、破産手続きを行うことで借金返済の負担を軽減するために、債権者に対して債務者が失踪したように、村と債務者が結託して装うケースもある[24]。

このように、失踪であれ、奉公であれ、村を出て行った人たちのために、環境を整え、いつでも農業経営に戻れるようにしておくのも村や五人組の役目であった。日本近世農村における農家経営とはそれほど不安定なものであった。また、その不安定な農家経営を安定させるべく、各農家だけではなく、村や五人組、親戚が様々な工夫を凝らしてきたのが近世における農村の共済の歴史なのである。

（2）環境資源・人的資源管理手段としての百姓株式制度

近世日本においては、農協としての村の組織化の進展と軌を一にして、共済機能も発達した。近世日本における村の構成単位は家であった。家は宅地（「屋敷地」「ムラ」）・耕地（「田畑」「ノラ」）・コモンズ利用権（「山林」「ヤマ」）が付随した村のメンバーシップである百姓株式の所持主体であった[25]。換言すれば、村は百姓株式の管理を通じて村の環境資

源を組織し、管理していた。とはいえ、環境資源の管理は人的資源がなければ行うことができない。とりわけ、農業のような労働集約的な生業については人的資源の確保は至上命題である。よって、百姓株式の管理は人的資源の管理にも深いつながりを持っていたのである。

家や動産を「環境資源」と名付けるのは語弊があるかもしれない。しかし、家は宅地に対する実効支配（「当知行」）の証拠であり、村の正規の構成員である本百姓の身分標識として耕地に劣らず重要であったため、人的資源と区別する必要上、また本稿の論旨を明快にするためにも、環境資源に含めたい。

村は百姓株式所持の主体である家の構成員にも日常から注意を払い、潰百姓が発生しないように対策を立てていた。そして、農家の経営状況が経済的にもしくは人口学的に思わしくない場合、ただちにその農家を潰百姓と認定し、対応したのである。平野哲也は農家の共倒れ（「友潰（ともつぶれ）」）[26]のリスクはあまり大きくないと見積もっているが、当時の農家の世帯規模を考えると、各農家の労働力にそれほど余裕があったとは考えられない。経済力に余裕があっても、労働力が不足すれば、年貢納入に必要な農作業ができず、共倒れになる可能性は十分にある。実際、平野も下野国芳賀郡で天保十一年（1840）に人口減少のため五人組が解体され、再編成された事例に言及している[27]。

３章ではまず「潰百姓」を出さないように村や五人組が何を行っていたのか、そして４章ではそうした「潰百姓」防止対策の甲斐もなく「潰百姓」が発生した場合に村や五人組がどのような対応をしていたのかを、主に神奈川県と岡山県の村の史料の分析を通じて明らかにしたい。

３．村・五人組による「潰百姓」防止対策

「潰百姓」防止対策には、大別して二つの手段が考えられる。農家経営における経済的と人口学的脆弱性への対策である。これら二種の脆弱性について具体的に説明すると、経済的脆弱性は農家家計の不安定性である。これは主に、前章の「潰百姓」カテゴリのうち③「経営能力に問題があるもの」に対応する脆弱性である。人口学的脆弱性は、個々の農家における死亡・結婚による転出・失踪（「欠落」）などの人口変動リスクを意味する。こちらは主に、前章の「潰百姓」カテゴリのうち①「人口の自然減によるもの」、②「人口の社会減によるもの」、④「生産年齢人口が著しく小さいもの」に対応する脆弱性である。

まず、経済的脆弱性への対策に着目すると、農家家計の収入面と支出面のうち、村が介入しやすいのは支出面である。近世に限らず、中世以降の日本の村はフォーマルもしくはインフォーマルな形で独自の財源を持っていた。こうした村落財政の基盤を成すのが村の個々の農家家計から徴収されたある種の「村税」である。近世では村の毎年の予算は「村入用」と呼ばれ、支出項目ごとに費用を一軒あたり平等に負担する「軒割」方式、または個々の農家の経済力指標（「持高」）に応じて負担する「高割」方式で徴収された。さらに、「人別割」と呼ばれ、年齢性別関わりなく負担するものもあった。本章の第二節

では、相模国大住郡横野村（現在の神奈川県秦野市大字横野）の寛延二年（1749）の村入用帳を分析し、いかに村が農家家計に介入していたかを共済機能の観点から明らかにしたい。

次に家の人口学的脆弱性への対応については、家という狭隘な空間における人間関係構築に関わる問題であり、情緒的な要素が加わるため、経済的な介入より事情は複雑であった。村の家への介入の可能性として考えられるのが、結婚相手や養子の相手の斡旋である。宗門改帳作成は村役人の仕事であったから、どの家に年頃の男女がいるのかを知ることは容易であった。こうした人口学的な情報を超えた家の内部の事情については、五人組を構成する近所の家の方が村役人よりはるかに詳しい情報を持っていたことは言うまでもなく、五人組の果たす役割もまた大きかったと考えられる。

（1）経済的脆弱性への対応

本節では、村落財政の会計簿である村入用帳の分析により、農家経営の経済的脆弱性への村の対応を明らかにする。五人組による金銭的な相互扶助も日常的に存在したことは大いに考えられるが、対等な個人の人間関係に基づく金銭の貸借は公文書の性格を持つ村の史料よりは残存しにくいのではないかと考える。よってこの節では主に農家経営の安定化における村の役割に注目し、議論することにする。分析に用いる史料は寛延二年（1749）の横野村の村入用帳[28]である。

寛延二年、九代将軍家重襲封祝賀のため、第十回朝鮮通信使と第十回琉球使節（「慶賀使」）の通行のため、東海道沿いの宿場及び宿場の助郷役を務める村々では、多くの人馬が動員された。横野村は東海道から約15km北上した丹沢山中に位置していた。横野村については、５年前にあたる延享元年（1744）の「村明細帳」で丹沢の山守役を務める代わりに東海道の伝馬役は免除されているとあり[29]、さらに寛政六年（1794）の横野村の助郷役に関する「覚」によると、大磯宿（「東海道五十三次」の宿場のうち品川から数えて８番目）の助郷役を務めるようになったのは寛延二年から数えて11年後の宝暦十年（1760）からとあるので[30]、当時は助郷村でなかったと考えるのが妥当であろう。逆に、これが横野村に助郷役がかけられるようになった契機なのかもしれない。人馬動員とはいえ助郷役は、実質上の代金納であった。例えば、８月の朝鮮通信使帰国のために雄馬が徴発された際、横野村では村の農家が飼育していた馬38頭すべてが雌馬であり、雄馬は１頭もいなかった。馬そのものが差し出せないので、結局、横野村は雄馬４頭を調達するのに11両を出費することになった。

物価変動もあるのであくまでも目安ではあるが、横野村の通常年の出費を調べると、22年後の明和八年（1771）の村入用は総額22貫584文[31]であり、それに比べて総額120貫37文[32]と５～６倍の出費となっている。そのうち朝鮮通信使と琉球使節のための人馬動員に関わる出費が106貫626文、その他の村役人の出張費等の雑費が６貫841文であり、「触番給」と「宗門帳五人組帳入用」があわせて６貫570文である。ただし、「名主給」２石は米の現物支給であった。実に村入用の９割弱が朝鮮通信使と琉球使節関係の出費であり、村

にとっては甚大な負担である。

このような村にとってのある種の「危機」を、横野村はただ手をこまねいて見ていたわけではない。村の財政破綻を防ぎつつ、かつ農家家計の負担を少しでも軽減できるよう、横野村は手を打っていたのであった。この年の村入用を負担方式別に調べると、「高割」で賄われたのは、朝鮮通信使と琉球使節関係の出費と村役人の出張費その他の雑費と現物支給の「名主給」（名主の役職手当）であった。現金については、持高１石あたりの負担額が395.33文である。米については、１石あたりの負担が約７合となる。その他、年齢男女問わず賦課された「人別割」については、宗門帳五人組帳にかかる費用があり、村人１人につき1.6文となる。そして、本稿の趣旨から注目すべきであるのは、「軒割」の賦課方式になる「触番給」（名主の補佐である「定使」の役職手当）である。1.15両の触番給は、村役人７軒を除く58軒の農家で負担することになっているが、寛延二年はそのうち２軒は「村中相談ニ而」、「潰百姓割除」とあり、村人の了解の上で、２軒が１軒あたり109.7文の触番給の負担を全額免除されたことが分かる。

また、８軒の家が同様の理由で触番給の負担を半分に減額された。「潰百姓」カテゴリのうち④「生産年齢人口が著しく小さいもの」の観点からこの年の宗門改帳の在村世帯員数が２人以下の農家をリストアップすると（**表１**）、うち２軒は１人世帯であり、２人世帯が５軒であった。その他女性が戸主であり、跡取りの男子が14～16歳と若い農家が３軒ある。他村への出稼ぎも多く、極端な場合は在村の世帯員が０であり、留守をする者もいない状態であった。おそらく、表にリストアップされたような農家が「生産能力を欠く農家」として「潰百姓割除」の対象になったのではないかと考えられる。そして、これらの農家のうち老人の独居世帯や、ある程度

表１　1749年在村世帯員数２人以下農家一覧

農家番号	世帯主	世帯員	総世帯員数（人）	在村世帯員数（人）	1746年持高（石）
1	*勘左衛門（28）	姉はる（38）	2	1	1.2524
2	団兵衛（77）	—	1	1	1.6548
3	*甚右衛門後家かめ（37）	*弟直右衛門（32）、*娘はな（18）、倅万太郎（14）	4	1	2.45464
4	文左衛門母いの（59）	*娘まん（21）、倅権助（15）	3	2	3.3632
5	*久右衛門（25）	*母（59）	2	0	3.107
6	平兵衛（65）	女房（49）	2	2	1.73507
7	浅右衛門娘かな（10）	伯父加平治（70）	2	2	2.17967
8	半右衛門（29）	—	1	1	2.78
9	*由右衛門後家まつ（48）	倅治朗（16）、娘さん（13）	3	2	0.895
10	勘太（21）	母（55）	2	2	4.223

注：*は他村に出稼ぎ中の者。
（出所）「延享三年三月　横野村宗門御改帳」[1]、「延享五年四月　相模国大住郡横野村宗門御改帳」[1]。

高齢になっても子供のいない夫婦の世帯は、人口学的に「潰百姓」になるリスクが高い。多く馬を飼っている横野村ではあるが、これらの農家の中では一軒も馬を持っていないのも、人手不足を象徴した現象と言えよう。次節では、このような人口学的に「潰百姓」リスクの高い農家に対し、村や五人組がどのような対応をしていたかを岡山県の農村を例に見ることにする。

（2）人口学的脆弱性への対応

村は人的資源管理の単位でもあった。前述のように、人口学的に「潰百姓」リスクの高い農家について常に目配りを怠らず、「死潰」や「引越」によって農家から人がいなくなってしまう時の措置を予め決めておく村もあった。

内藤二郎は、その著書『本百姓体制の研究』で、備前国上道郡沼村（現在の岡山県岡山市東区沼）では、配偶者との離死別に限らず、本百姓身分の農家が独身世帯になると、百姓株式の相続人を指名し、「内存書」を村と五人組に届けることが元文六年（1741）ごろから義務付けられていたことを明らかにしている[33]。「内存書」の作成には名主、親類、五人組の長である五人組頭が立ち会った。内藤の研究から、「内存書」の文面を引用してみよう。

【史料１】仁三郎後家株式「内存書」[34]

一　上道郡沼村仁三郎後家、抱田畑一反一分梁一間半桁二間半家共所持仕独身に罷成候、若病死仕候はば、同村聟半兵衛に遣し跡株相続仕被度奉存候、然上何方より茂異論申者御座有間敷候、為後日内存書指上置候　以上

明和四年亥五月　　沼村仁三郎後家

同村名主　弥八郎殿

同村五人組頭　市左衛門殿

内容は、沼村在住の仁三郎の後家（名は不明）が、一人世帯になったので、病死した場合の相続人として同じく沼村在住の聟半兵衛に百姓株式を相続させることを取り決め、「内存書」として名主と五人組頭に届け出たというものである。内藤は、この「内存書」制度をさして、享保十五年（1730）に発布された「五人組帳前書」にある「跡式之儀存生之内親類并名主組頭為立合書付取置後日出入無之様に可心懸事」という箇所に相当するとする[35]。「五人組前書」は当時の百姓にとって領主への誓約書（「請書」）としての意味を持っていた。

また、この「内存書」について村の資源管理の観点からみると興味深いのは、下線部には仁三郎後家が所持していた田畑の面積と家の大きさが記載されていることである。つまり、百姓株式の内容には農業生産に必要な田畑だけではなく、百姓自身の再生産に必要な家も含まれていた。1.5×2.5間という面積にすると3.8坪の小さな家ではあるが、前述の通り、近世日本の農家にとっては、家は重要な身分標識であり、村の住民としての権利主張に欠かせない根拠であった。先に述べたように、この時代の農家は茅葺屋根であるから、家の持ち主は沼村の入会林野で茅を採取する権利を持っていたと考えられる。つまり、百姓株式には自動的に入会権が含まれて

いたのである。航空写真によると、現在の大字沼の国道250号線の北に宅地と田畑が集中し、国道の南はほぼ山林である。つまり、現在と多少の植生の変化があるとしても、沼村の面積の半分近くが林野だったのは間違いない。そのような村の住民にとって、入会権が非常に重要であったのは言うまでもない。

もっとも、「内存書」による百姓株式相続は、「死潰」れた農家の跡継ぎの確保に常に繋がるとは限らなかった。既に株式を持っているため、株式を必要としない百姓が相続人に指定されたケースも多かったからである[36]。つまり、「内存書」を提出した本人が死亡するなどの理由で所持者のいない百姓株式（内藤の著書では「絶人株」[37]）が生じると、相続人や名主が「請込書」を作成し、相続人が確かに百姓株式を相続した（「請込」んだ）旨を領主に届け出るが、例外を除いて、相続人は分家などの理由で新規に百姓株式を必要とするものが現れるまで、「請込」んだ株式を管理するに過ぎなかった[38]。そして、新規に百姓株式を取得しようとするものは、「株継別家願」を提出して認められれば、正式に本百姓になることができた。

それでは、仁三郎後家のその後を、「請込書」から見てみよう。

【史料２】仁三郎後家株式「請込書」[39]

奉願上

一　上道郡沼村独身仁三郎後家抱田畑一反一分家共所持仕、若病死仕候はば跡株家共同村聟半平に遣し相続仕遣度旨明和四年亥五月内存書指上置申候処、去る三月晦日病死仕候、尤家は崩取申度奉存候前慮指上置候内存書上之通半平に可被為遣候哉奉窺上候以上

沼村名主　弥八郎

明和九年辰四月

右之通吟味仕相違無御座候、内存書之通半平に可被為遣候哉奉窺上候　以上

大庄屋藤井村　八郎兵衛

加藤伝兵衛様

仁三郎後家は病死した。明和九年（1772）の３月末のことであった。翌月、すぐさま沼村の名主弥八郎によって「請込書」が作成され、領主に提出され、５年前の「内存書」の通り聟半平が相続したことを届け出ている。この際、大庄屋である藤井村の八郎兵衛が内容に誤りがないことを確認し、連署しているのが、岡山の地域性を示していて興味深い。大庄屋は郡もしくは数十村から構成される中間行政機構の名主を配下に置く地域社会の百姓身分の長であるが、同時代人である大石久敬が地方書（農政マニュアル）の決定版とされる「地方凡例録」で述べたように、近世中期には遠国の大名領を除き廃止の傾向にあった。さらに、「内存書」のあて先が名主であるのに対し、「請込書」は大庄屋の確認を経て領主に提出されている。おそらく、「内存書」には相続人について村人の了解を得ることが主な目的であり、村の内部文書以上の機能は求められなかったのだろう。これに対し、請込書に大庄屋が連署しているのは、村－大庄屋の管轄区域－領主と厳重な手続きを踏み、よりフォーマルで公的な性格を持たせることで、トラブルを避けようとしたためではないか。

次に、同年に沼村で作成された別の「請込書」を見てみよう。嘉介後家の持っていた株式の「請込書」である。特に、この「請込書」には家の管理と嘉介後家の介護について言及があり、共済の観点から非常に興味深い内容なので、全文を紹介する。

【史料３】嘉介後家株式「請込書」[40]

奉願上

一　上道郡沼村独身嘉介後家歳八十歳抱田畑四畝一三歩梁一間半桁二間半家共所持仕、若病死仕候はば株式不残同村源蔵に旨明和元年申七月内存書指上置申候、然る所病身に罷成難儀仕候ニ付此度同村内沖益幾右衛門引請養育仕呉可申旨申に付、株式不残内存書上之通源蔵に譲り置参申度奉存候、嘉介後家義幾右衛門為には姑に御座候、宗旨真言宗当郡北方村医光院旦那引請申以後は幾右衛門家内同宗天台宗当郡築地山明静院旦那に罷成申候、願上之通被為仰付候はば難有可奉存候　以上

明和九年辰四月

沼村　嘉介後家

代判同村判頭　久之介

沖益　幾右衛門

右独身嘉介後家願上之通被為仰付候はば株式不残私請込家は崩取申度奉存候、若此以後戻り申儀御座候はば私家内へ引請養育可仕候、為其過判仕指上申候　以上

沼村　源蔵

右之通吟味相違御座無候、願上之通被為仰付候はば沼村人馬帳外し沖益人馬帳へ書入申度奉存候　以上

沼村名主　弥八郎

沖益名主　清介

右之通承届相違無御座候

大庄屋藤井村　八郎兵衛

加藤伝兵衛様

内容は、基本的には【史料２】仁三郎後家株式「請込書」と同様、沼村の源蔵が嘉介後家の所持していた百姓株式を「請込」んだことを名主大庄屋が領主に届け出ているというものである。仁三郎後家の事例と大きく違うのは、嘉介後家が生存していること、また嘉介後家が沖益村在住の義理の息子幾右衛門に介護されることを取り決めている。嘉介後家は80歳とあり、代判人が連署していることから、かなりの重病であったのかもしれない。そして、嘉介後家の実際の介護にあたったのはおそらく幾右衛門の妻であった嘉介後家の娘であり、意思決定の過程にも彼女の意思が少なからず介在していたと考えられるが、ここで非常に興味深いのは、嘉介後家が幾右衛門家における待遇に不満を持ち、沖益村から沼村に戻った場合、百姓株式を預かった源蔵が家を取り壊す予定のため、介護の責任を負うとの取り決めがなされていることである。実の親子同士ですら人間関係が上手く行かない場合があるのだから、義理の息子との同居が失敗する可能性は決して否定できない。このような取り決めをしておくこと自体は本人にとっても、周囲にとっても合理的なことであるが、幾右衛門の居村の名主である清介までが連署しているのは当時のこの地域の人々の介護についての決して楽観的でないしたたかな考え方を伺わせるもので、共済の歴史を研究する上で、非常に貴重な史料である。

「内存書」は基本的に独居者の死亡に備えたものと考えられるが、結婚や養子縁組などの状況の変化により世帯員が増加し、「「内存書」下附願」を提出して「内存書」を取り下げることもあった[41]。特に「内存書」の作成者が比較的若い場合は、死亡以外のライフイベントが起こる可能性が高い。内藤は、独身者が結婚したことにより「内存書」を取り下げた事例を紹介している。

このように、岡山藩の「内存書」は、状況が変更された場合の措置についても文言が盛り込まれた非常に完成度の高い複雑なシステムであった。「内存書」やその内容を履行したことを証明する「請込書」には、介護についての内容も盛り込まれることもあり、共済史研究上の観点からは非常に重要な制度である。残念ながら、岡山藩独自の制度かどうかは内藤の著書では議論されていない。それ以上の評価は現在の筆者には不可能であるので、「内存書」制度成立の過程とその地理的広がりについては、今後の研究課題とし、稿を改めて論じたい。

近世日本農村では農家経営における人口学的脆弱性への対応策として、百姓株式の所持者が独身になり、農家の「死潰」リスクが大きくなった時には、百姓株式の相続についての取り決めを通じて、村や五人組が農家の人的資源の管理に加わった。そもそも村や五人組が独身者の世帯に対して常に留意すること自体が、農家にとって不測の事態に備えて跡継ぎや百姓株式の管理人を予め定めねばならぬという責任感に繋がった可能性は高い上、血縁者や隣近所のような周囲にも、百姓株式の管理人が定められているため百姓株式をめぐる争いや、管理者のいない家や耕地を誰が管理するかをめぐっての揉め事に巻き込まれずに済むという安心感を与えたと推測される。

4．村・五人組と潰百姓対策

前章においては「潰百姓」を防止するために村や五人組がいかに農家経営における経済的・人口学的脆弱性へ対応してきたかを述べたが、この章では、そのような努力の甲斐もなく実際に「潰百姓」が発生した時、村や五人組が組織を維持するためにどのような工夫がなされたかを議論する。

まず、支配者側の見解を知るために、前出の農政マニュアル「地方凡例録」を見てみよう。①カテゴリの「死潰」による潰百姓については、残った田畑は「総作すべし」と、百姓株式の管理の仕方について書かれている[42]。

失踪（「欠落」）した者が出た場合の処置の仕方は、それよりもかなり詳細に記述されている[43]。失踪の場合は周囲の準備ができておらず、揉め事が多かったためであると考えられるが、同時に、独身者に「内存書」を必ず差し出させた岡山藩の村がいかに人的資源の管理に長けていたかが分かる。「地方凡例録」では、失踪を藩の役所に届け出る場合、家族がいる場合は家族と一緒に親類・五人組・村役人が出頭し、失踪の状況を詳しく説明すべきであるとされている。「家族がいる場合は家族が」（「家族ある者は家族」）、とわざわざ断っているのは、独身世帯の失踪者の多さを示すものであろう。ただし、この章は「潰百姓」発生後を対象としているので、失踪後も農家に生産年齢人口が残っているようなケースは取り扱わず、百姓株式に付属す

る環境資源と人的資源の管理を他者の手に委ねざるを得ない農家に対象を絞ることとする。

失踪のため、所持者のいなくなった百姓株式は、「地方凡例録」では親類が引き受けるべきであるとされている。もし親類がない場合、百姓株式は「好身（よしみ）のもの」、つまり失踪した人間と以前から付き合いがあった知人に譲渡されるべきであるとなっている。運よく親類縁者の間から百姓株式の相続人、つまり跡継ぎが見つかればいいが、そうでない場合は田畑や家といった不動産、さらに家具のような動産の管理が問題になる。また、人的資源の管理も問題であった。「地方凡例録」では失踪した者が村に戻り、帰住を願い出て、以前所持していた百姓株式を取り戻したいと願い出ても、失踪人の百姓株式を相続した者が安定した農家経営を行っている場合、失踪自体が「不埒」な行為であるので取り合ってはならないとしている[44]。ただし、「地方凡例録」の別の箇所には、百姓株式の相続人がいなければ、犯罪歴がなければ帰農しやすいよう滞納分の年貢は取り立てない[45]とある。要するに、地税に依存せざるをえなかった近世日本の支配者の本音としては、元の所持者であろうと、新しい所持者であろうと、誰かが百姓株式をもって営農してくれればよかったのである。ある意味その場の状況に応じた対応が村や五人組を含めた周囲には求められていたということであろう。こうした記述があること自体、失踪後の百姓株式をめぐる揉め事が多かったことの証左と考えられる。平野は、近世後期の下野国芳賀郡で村の了解のもと、領主に「内証」で村を離れる農家がいたことを指摘する一方で、稲作が他の雑業に対して優位になると、離村した農家が村に帰住し、再び耕作を始めていたことを明らかにしている[46]。つまり、失踪は村や五人組にとって常に当事者の帰住を視野に入れて対応するべき油断のならない現象であった。

よって本章では、村・五人組の潰百姓発生への対応を（1）環境資源の管理と（2）人的資源の管理に分けて論じたい。なお、『共済総合研究』64号に掲載された拙稿「前近代移行期南関東農村における農家数減少とその対策」で取り上げた事例については、簡潔に紹介するのみとする。

（1）環境資源の管理

前述の通り、「地方凡例録」では潰百姓が発生し、百姓株式の相続人のいない場合、その耕地を村人に「総作」させるべきと述べている。だが、実際に耕作にあたったのは五人組であった。「地方凡例録」は、「失踪人が独身者であった場合、耕作をしていた田畑が荒れないように親類や五人組に耕作や耕地のメンテナンス作業を引き受けさせ、年貢も負担させるべきだ」とする。さらに「もし親類がなく、五人組も独身世帯が多く、失踪人の田畑の耕作が不可能なときは、相続人が見つかるまで村役人が引き受けて村で総作をするべき」だという[47]。煎本もその著書で耕作における五人組の重要性を繰り返し述べている[48]。例えば、横野村と同じく神奈川県に位置する相模国津久井郡沢井村（現在の神奈川県相模原市緑区澤井）では、五人組で耕作扶助を行い、もし違反があれば処罰されてもよいという旨を百姓が五人組帳で誓っている[49]。親類による耕地管理については、次節で詳し

く検討することにするが、管見の限り、五人組に比べてその働きが目立つとは言えない。よって、潰百姓が発生した場合、耕地の管理はまず五人組に任されていたと考えていいのではないだろうか。そして、五人組の労働力が不足している場合に初めて、村の出番があったのではないだろうか。

甲斐国巨摩郡塚川村（現在の山梨県北杜市長坂町塚川）では、新規参入者にとって魅力的な就農条件を整備する「潰百姓賄」が五人組や村によって行われたことを佐藤が明らかにしている[50]。塚川村では、潰百姓の残した田畑を五人組や村が小作に出し、積み立てた小作料で田畑を買い入れ、潰れた農家の経営規模を拡大するのである。また、武蔵国荏原郡上野毛村（現在の東京都世田谷区上野毛）では、生産能力欠如のため一度村を離れた農家が「潰株積金」を村に預け、帰村の後元本と利息を合わせた資金で田畑を買い入れ、経営規模を拡大したことを煎本がその研究で指摘している[51]。

家財道具については、話はやや複雑である。特に家は、繰り返し述べたように、本百姓の身分標識及び宅地の実効支配の証拠として重要なものであったが、空き家の管理は容易ではなかった。浪人や虚無僧など様々な人々の往来があった近世日本の村にとっては[52]、治安維持の面からも空き家は大きな懸念材料であっただろう。前述の沼村の「請込書」は２例とも取り壊しを前提に文書が作成されている。家の取り壊しの意思決定をしたのは【史料３】（P.62）では、百姓株式の一次管理をする相続人である。文政十一年（1828）の横野村の「村方議定連印帳」（村法に百姓が連印したもの）では、破産して村にいられなくなった者は当事者から数えて三代までは再び同じ宅地における家の建築が許されず、また親類による家の買い取りも禁止されている[53]。よって、家の処分については、基本的に百姓株式の所持者に任されていたが、相続人がいない場合、少なからず村による干渉があったと考えるべきである。百姓株式の象徴的存在である家を百姓株式の管理者がいない場合、最も優先的に管理していたのは誰だったのかを明らかにするには、より多くの事例の検討が必要である。今後の課題としたい。

入会権に代表されるコモンズ権はどうだろうか。耕地や宅地のように緻密で労働集約的な管理は必要ないので、潰百姓が発生し、百姓株式の相続人が見つからない場合も、周囲に追加の労働力負担が発生しないと考えてよいだろう。原則的には、権利者の管理ができれば外部不経済はない。問題は、権利者の範囲をどのように設定するかである。コモンズの資源が十分である場合、村で管理しても特に揉め事は起こらないが、コモンズの資源が不足している場合、五人組間でコモンズから互いに排除しあうような動きが村内でも見られた可能性はある。煎本は相模国津久井郡の事例を紹介し、五人組が入会山の管理の単位になっていることを指摘するが、これのみをもって五人組が潰百姓のコモンズ権を管理したと考えるのは尚早であろう。おそらく、村の状況によって、潰百姓のコモンズ権が五人組に委ねられることもあれば、そうでないこともあったのではないか。結局のところ、潰百姓のコモンズ権の管理という問題は、百姓

株式の管理権は誰にあるのかという根源的な問いに繋がるが、これに関しては５章で改めて議論したい。

（２）人的資源の管理

百姓株式の相続人、それも一時的な管理人ではなく、跡継ぎとしての相続人を見つけるのが必ずしも容易でなかったのは『共済総合研究』64号の拙稿においても述べた通りである[54]。そのため、横野村においては百姓株式相続のため、養子縁組が親族関係にない養親と養子の間に、養親本人が不在の状況で行われたことも述べた[55]。平野も下野国芳賀郡について、同様の事例を紹介しており、潰百姓株式の相続は養子縁組と同義であるとしている[56]。

村の他、潰百姓への対応を要請されたプレーヤーとして、地縁組織である五人組の他、親戚があったことも前述の通りである。ここでは、主に親戚と五人組を対比させながら、潰百姓発生後の人的管理における両者の役割を議論したい。まず、「地方凡例録」の記述を確認しよう。失踪により潰百姓が発生した場合、その百姓株式は親類が引き受けるべきとされていたのは前述の通りである。また、家の相続人ではない人間に田畑を譲渡する場合、子弟のような近親者でも村役人の加判の上で証文を作成するべきともある。要するに、田畑は百姓株式に付随するものであるから、家の跡継ぎ以外に譲ってはいけないということであろう。総合的に考えると、やはり第一に親類が百姓株式の相続人であったとするのが妥当であろう。逆に言えば、百姓株式の前所持者の親類は相続人として人的資源の供出を求められていたのである。よって、横野村や下野国芳賀郡のような非血縁者による相続は親族による人的資源の供給のない場合の非常手段的な位置づけであったと考えられる。

人的資源の供給における親類の役割という観点からは、平野が下野国芳賀郡下高根沢村（現在の栃木県芳賀郡市貝町）について興味深い事例を紹介している[57]。文化六年(1809)、女性相続人「やす」が「又左衛門」と結婚するために婚出したため、下高根沢村の「清五郎」百姓株式の所持者がいなくなった。「やす」と結婚した「又左衛門」は、「やす」の兄で他の農家の世帯主であった「常右衛門」に１両の縁組金を払った。「常右衛門」は「清五郎」百姓株式の管理を引き受け、年貢や諸役を負担することを約束した。なお、１両の縁組金は貸し付けられ、利子ともども「やす」が生んだ男子が15歳になった時に「清五郎」百姓株式を正式に相続させる資金として役立てられることも同時に取り決められた。要するに、「又左衛門」はまだ生まれてもいない子供のために縁組金１両を用意し、「常右衛門」はまだ生まれていない甥のために年貢や諸役を引き受けることになったのである。言い換えれば、「又左衛門」と「やす」は「清五郎」百姓株式のために男子を儲けることを義務付けられたことになる。人的資源の供給元としての親類の役割が明確に表れている事例だと言えよう。

縁組当時「清五郎」百姓株式分の年貢諸役を引き受けたのは、「やす」の兄「常右衛門」であるが、先のことは誰も分からない。平野は五人組や村の動向については伝えていない

が、「常右衛門」が年貢を納められなくなり、諸役も勤められなくなると、その分の負担はまず連帯責任で五人組が引き受けることになり、五人組も負担しきれないとなると、最終的には村の責任となるので、このような縁組が五人組や村の了解なしに行われたとは考えにくい。よって、「やす」に「清五郎」百姓株式の相続人を生んでほしいというのは親類にあたる兄「常右衛門」だけではなく、五人組や村の意向でもあった可能性が非常に高い。もちろん「又左衛門」にも跡継ぎは必要だから、最低２人の男子を生まなければならない（男子が生まれなかった場合は女子を跡取りにし、男子に「清五郎」百姓株式の相続人にするという道も残されている）。新婚夫婦にとっては、プレッシャーのかかる要望である。

上記の例は、子供が生まれていない場合の話であるが、百姓株式の所持者が生産能力もなく生活能力もない子供を残していなくなってしまう場合もあった。煎本は、18世紀半ばの相模国高座郡大蔵村（現在の神奈川県高座郡寒川町大蔵）の百姓「佐兵衛」が甥にあたる同郡小動村（現在の神奈川県高座郡寒川町小動）の百姓「長兵衛」が借金を残して失踪したため、「長兵衛」の子「八百八」11歳を引き取り、成人の後は「長兵衛」百姓株式を相続させたい旨を小動村の五人組と村役人に願い出た事例を紹介している[58]。なお、「長兵衛」の田畑は質に入っており、質主が年貢・諸役を務めることになっていた。家財道具は「佐兵衛」ではなく、村が処分した。空き家だと管理が難しいという問題もあるが、めぼしい価値のある家財道具がなかったため、「佐兵衛」が処分権を要求しなかったとも考えられる。もし価値のある家財道具が残っていれば、まず質主が差し押さえたであろうし、「八百八」の大叔父として、「佐兵衛」も何らかの「養育費」を要求したのではないだろうか。

次は、逆に五人組が人的資源管理に口を挟む機会があったかどうかを検討してみよう。結論から言えば、五人組は人的資源管理に大いに口を挟んでいた。それも、五人組が人的資源に介入するほとんどのケースが、養子縁組を契機としている。「地方凡例録」では、「養子や婿養子は親類から取ること、また、実子があっても素行が悪く、農家経営が困難であると思われるときは、代わりに二三男に跡を継がせるか、養子を迎えるべきである」とあるが、「その際世帯主の独断で養子縁組をせず、庄屋（関西の名主）と五人組に届け出ること、また長男の病気や素行不良により二三男に跡を継がせるときは、五人組が立合の上で取り決めを行うこと」とも書かれている[59]。ちなみに、大石の紹介しているこの五人組帳前書は関西のものであるが、広く流布したらしく、ほとんど同じ文章が横野村の元文五年（1740）の五人組帳前書にも記載されている。煎本の紹介した寛政四年（1792）の豊後国（大分県）臼杵藩「久保村御条目」の「組合心得の事」という史料では[60]、五人組の中に独身世帯の者がいればそれを助けるよう心がけねばならない、養子の離縁まで五人組の指図が必要であり、実子がいない場合は組合の子を養子に取るべき、五人組の子は実子同然と見なすべき、五人組の構成員同士で子供の教育方針について議論すべき等、実にプライ

ベートな事柄について五人組の関与が求められている。

もちろん、「地方凡例録」や「久保村御条目」にある支配者の意向がどこまで実効性をもって百姓に受け入れられたかどうかは分からない。ただ、少なくとも、五人組が家内部に介入する契機として、養子縁組が社会的に認知されていたと考えることはできるのではないだろうか。養子縁組自体が百姓に限らず、村の環境資源が付随した株式譲渡という社会的意義を持つので、五人組や村が介入することは歴史学的に考えれば、ある意味当然なのかもしれないが、ここでは、とりあえず親類や村だけではなく五人組も養子縁組に際して前面に出る存在であったということを強調しておきたい。また、「地方凡例録」の記述においても、人的資源の供給元としての親類の役割は明確である。当時の養子縁組はほとんどが成人男性を対象としたものであるから[61]、五人組や村は百姓株式の相続人という人的資源を必要としながら、養育コストは親類に転嫁していたと考えられる。

最後に、寛政元年（1789）横野村の史料を検討し、親戚との対比の上で改めて五人組が農家経営の再生産においていかなる役割を果たしていたかを明らかにしよう。

【史料４】「乍恐以書付御訴訟奉申上候」（寛政元年８月横野村名主後任をめぐる訴え、一部引用）

一　右八人内私甥長百姓梅次郎儀若年者ニ御座候処、此度出入相始リ候得ば、右荷担人共名主方雑用差遣候様申候得共、同人義も八人一同ニて双方え相構無候旨申断候得共、五人組より百姓仲間相省キ、普請土突馬繕ひ并奉公人等迄相差障、剰（あまつさえ）梅次郎幼少之節拾ヶ年□より村方百姓幸右衛門家抱ニ致、作方相住屋敷内え家作致させ置候処、右幸右衛門引取并家作迄引□□拂候間、高所持仕難儀至極仕ニ付、親類共ニて地面割合相預リ、作付致遣候得共、右之通ニては始終百姓勤難リ、去々年未年六月中五人組相手取出訴仕、御吟味之有候処、私出入相済候ハヾ、一同訳立可仰渡れ御差延ばされ候。

18世紀末から19世紀にかけて、横野村は年貢徴取不正疑惑により、村が名主派、反名主派、そして中立派の三派に分かれていた[62]。【史料４】は中立派の家の跡取り「梅次郎」が幼少にもかかわらず、名主派と反名主派の対立に巻き込まれた挙句、五人組により百姓仲間を外す制裁を受け、そのため、親類が成人するまで梅次郎の耕地の耕作を引き受けることになったものの、「高所持仕難儀至極仕ニ付」、つまり農業経営が立ち行かず、親類だけでは支援が難しく、五人組を相手取って代官所に訴えたものである。五人組による「百姓仲間外し」を受けた結果の主な被害として、この資料では家屋建築、地盤整備、馬の維持ができなくなったこと、奉公人の雇用に差し支えたことを[63]挙げている。まさに煎本の言う通り、五人組は単なる監視組織ではなく、農民の日々の生活に根差した相互扶助組織であると言える。

結論として、人的資源供給元としての役割を担ったのは親類であった。百姓株式の相続人が未成年で農業経営の能力がない場合、養

育をしたのも親類であった。生殖だけではなく、養育コストまでが人的資源供給元の役割とされた背景には、当時の高い乳幼児死亡率があったとも考えられる。ただし、成人後の農業経営は資源管理における協働組織である五人組がなければ成り立たなかった。また、五人組にとって百姓株式の譲渡は一大事であったから、養子縁組や代替わりの際には、五人組を構成する各農家の経営に支障が生じないよう介入した。

5．村と家と百姓株
――自治村落論批判への応答――

『共済総合研究』に収録された拙稿「百姓株式と村落の共済機能の起源」(67号)、「前近代移行期南関東農村における農家数減少とその対策」(64号）の内容に齋藤仁を始めとする自治村落論者から批判が寄せられたので、この場を借り、近世の村・家・百姓株式について改めて言葉足らずであったところを補足したい。

まず、筆者のスタンスについて確認しておく。筆者自身も、前近代の農村の自治の伝統が近代に入っての農協運動の発展の基盤となったという見解については、他の多くの自治村落論者と異なることはない。だが、自治村落論者は多くが近代を専門としているため、その議論の中では前近代の村落が、中近世の研究者によってなされた実証研究を参照するよりは、近代からの類推で語られることが多く、いささか隔靴掻痒の感を免れない。筆者の近代史研究者への反論が少しでも前近代村落史についての誤解を正すことになれば幸いである。

上記の筆者の２論文に寄せられた批判は大きなものが２点ある。まず、家の継承と百姓株式の継承は異なるのではないかという齋藤の批判である。次に、自治村落の起源は中世の惣村ではありえないという大鎌邦雄の批判である。また、拙稿への直接の批判ではないが、大鎌の百姓株式成立の前提条件の理解については、筆者は異論があるので、見解を示しておく。さらに、小さな批判としては、横野村の村落構造に関するものと集落営農に関するものの２点があるが[64]、これは稿を改めて応答したい。

最初の論点については、まず近世以降の日本における百姓株式制度の分布には地域性があると筆者は考えていることを断っておく。まず、坂根嘉弘の研究によって、鹿児島では百姓株式制度がないということが指摘されている[65]。鹿児島を含む西南日本が百姓株式制度の存在しない地域であると考えられるが、東北地方の村でも百姓株式制度が存在しない村は多いのではないかと筆者は考えている。よって、百姓株式制度には地域的な偏りがあることを認めた上で、百姓株式のある地域においても村のメンバーシップとしての百姓株式と家の継承は別であるとする齋藤の批判に応えたい。

結論から言えば、近世日本では、百姓株式制度の存在する地域においては、百姓株式の継承は家の継承と同義である。親類が百姓株式の相続人の供給元としての役割を村や五人組に求められていたということは先に述べた通りである。換言すれば、百姓株式の相続人の供給は村や五人組のような地縁組織ではなく、親類という血縁集団の役割であった。「家

が欠落したときに、誰がそこの家を継ぐのかといったら、一般的にはまず親戚とか本家などが関与しますね。それができなくなったときに、その名主など村役人がでてくる」という大鎌の言葉が[66]、潰れた百姓株式の相続人は第一に（同族を含む）広義の血縁集団で、血縁集団による人材供給が不可能な時に初めて地縁組織による百姓株式の相続が行われるという意味であれば、それは全く正しい。だが、それは常に血縁集団による百姓株式の管理が可能であり、それが村による管理を優越していたことを決して意味しない。

証拠として、藤田和敏の研究から、19世紀の大工株式を巡る近江国甲賀郡牛飼村（現在の滋賀県甲賀市水口町牛飼）と大工組織（「大工組」、「杣庄向寄」）の訴訟についての資料を掲げよう（【史料５】）。

【史料５】[67]

一　美濃部鉄之助様御知行所江州甲賀郡牛飼村ニ大工役引高拾三石壱斗六升九合、元禄年中迄同村大工猪之右衛門所持罷在候所、右猪之右衛門絶家仕、其後村方庄屋預り相成、永々名跡人無之候処、此度牛飼村実蔵事猪之右衛門血筋、且幼年頃より大工与兵衛方へ養子ニ相成居、旁右御役引高同人江譲り受、此度実蔵事猪右衛門与改名跡相続仕候ニ付、乍恐御印札頂戴仕度此段奉願上候、尤村役人より高譲り証文等聢与取置御座候付、乍恐右願之趣御聞届被成下、御印札御渡被成下候ハヽ難在仕合奉存候

なぜ筆者の挙げた事例が百姓株式ではなく、大工株式についての訴訟なのかと訝しむ読者もいるかもしれない。しかし、元来、大工組織の管理下にあった近畿の大工株式は、寛永十二年（1635）の老中奉書で国役が石高換算されて村に割り振られたことを機に、村の管理下に置かれるようになった[68]。その後、村によっては大工株式が大工という特殊技能を持つ身分の標識としての意義を失い、あまつさえ百姓と思しき大工の技能を持たない「素人」によって購入されるに至ったことは脇野博が明らかにしている通りである[69]。つまり、誤解を恐れずに言えば近世後期の大工株式の獲得は、村のメンバーシップの獲得と同義であり、つまり百姓株式の獲得とほぼ同義であった。

史料は嘉永二年（1849）に大工組織によって作成されたものである。まず、村と大工組織の訴訟の背景に、高持大工与兵衛との養子縁組の破談により大工仲間より事実上追放状態であった実蔵という大工見習いが、牛飼村の大工株式取得により大工組織への復帰を目指したという事実を簡単に確認しておきたい。大工仲間を追放されて大工組織の他に新しい後ろ盾を必要としていた実蔵と、村に都合の良い大工の確保をもくろむ牛飼村の利害が一致したのである。史料は最終的に牛飼村と実蔵に有利な形で訴訟に決着がつき、実蔵が牛飼村の管理していた「猪右衛門」株式を取得することで大工身分を獲得する旨を近畿の大工仲間の総元締である中井家の役所へ届け出たものである。本稿の趣旨から注目すべきなのは、牛飼村の「猪右衛門」株式の相続人としての実蔵の権利を正当化する下線部の論理である。要するに、実蔵が「猪右衛門」の「血筋」であるので、「絶家」した「猪右

衛門」株式を相続すべきであるとこの文書では述べられているのである。だが、同じ文中で「猪右衛門」家は元禄年間（1688～1704）に絶えたとある。この文書が作られたのは、それより150年近く後の1849年のことである。実際に実蔵は「猪右衛門」の子孫だったのかは、非常に疑わしい。もし、両者の間に事実上の血縁関係があったとしても、「猪右衛門」の子孫は何人もいたと考えられるから、なぜ実蔵だけが「猪右衛門」株式の相続人であり「猪右衛門」家の跡継ぎとしてふさわしいのかということは、血縁関係というだけではとても説明できない。そもそも150年前の先祖を相続の根拠として持ち出すこと自体が、当時の人間が血縁関係などいくらでも創出しうるものと考えていたことの証左ではないだろうか。また、150年もの間「猪右衛門」家が絶えたままであり、家の系譜が村によって管理されていたのも、血縁集団によって家の管理がなされていなかったことの証拠であると筆者は考える。逆に言えば、拙稿「前近代移行期南関東農村における農家数減少とその対策」における潰百姓の株式再興の際の架空の養子縁組による親子関係の創出は、実蔵－猪右衛門のようなはなはだ根拠の怪しい血縁関係による権利の主張を排除するために行われるのである。

家と百姓株式は別のものであると考えるかどうかは、研究者の自由である。ただし、その論拠として、血縁集団による家の管理が村のような地縁組織に対抗し、優越していることを挙げるのは、少なくとも近世に関しては不適切である。家の系譜管理と人格に基づく親戚づきあいは分けて考えるべきである。でなければ、横野村や下野国芳賀郡で、潰百姓の家を再興した百姓が生家の姓を捨て、潰百姓の姓を継承する現象が整合的に解釈できない[70]。齋藤の主張通り、家の系譜の継承が血縁集団の問題であるとするならば、潰れた家の再興者にとって、潰れた家の姓の継承が生家の姓の継承に優越してはならないはずだからである。本稿のこれまでの議論を踏まえて言えば、百姓株式の相続人が幼少の無能力者である場合に典型的に表れるように、血縁集団と村は家の人的資源と環境資源を分担して管理する相互補完的な関係にあり、原則的には家をめぐる対抗的な関係にはなかった。仮に村と血縁集団が利害対立により対抗的な関係を持ったとしても、近世の百姓身分の親類などという組織化の程度の低い集団が、数百人から構成される村に対抗しうる力を持ったかは、大いに疑問である。

近世の日本では五人組制度や百姓株式制度の整備によって家を末端単位として村に取り込むことにより、村の組織化・統制の強化がすすめられたが、血縁集団の組織化は行われなかった（貴族身分や武士身分では中世から血縁集団の組織化が進んだ）。とりわけ、血縁集団のメンバーの序列化のルールが確立しなかったことは、血縁原理による親族組織の形成にとって致命的なことであったと思われる。また、技能の管理・再生産の役割を担う職人組織のような存在も親族組織の形成にとっては阻害要因として働いたと考えられる。能力主義が血縁原理に優越し、常に血縁原理による序列を解体させる方向に働いたからである。農村で同族団のような血縁集団の組織化が進むのは、農民たる百姓の「地縁的・職

業的身分共同体」たる村が村請制の廃止によって公的な制度としての地位を喪失し、代わって家の法律上の地位が確立し、家のメンバーの序列化が徹底して行われた明治民法施行以降のことではないだろうか。

第二の論点は、中世の惣村や宮座制村落は系譜的に自治村落の前身たりえないという大鎌の主張である。その根拠は、中世の惣村は土豪の下人支配の所産であり、自治村落にあたらないということであるが[71]、勝俣鎮夫や藤木久志以降の中世村落史研究を見る限り、その認識が正しいということはできない。大鎌は中世の地位社会の自律性を過小評価しているのではないだろうか。なぜ近世の村は「自治村落」で、中世の「自力の村」は「自治村落」ではないのか、「自治村落」を「自治村落」足らしめているものは何か。宮座衆を土豪と見なすかどうかは土豪の定義によって結論が変わってくる複雑な問題であるが、力関係が対等な複数の土豪による自治であれば、それがたとえ下人支配を伴うものであっても、宮座制村落は自治村落である。領主との人格的な隷属関係を伴わず、土地から離れようとしない「下地（したじ）の被官」はたとえ土豪であっても、在地から遊離した領主ではありえない[72]。だから、自治村落を「自治」村落たらしめているのは、近代や近世といった時代そのものではない。そうでなければ、自治村落論自体が単なるトートロジーに陥ってしまう。この問いは「自治村落」の定義にかかわる根源的な問題であり、自治村落論自体が成立当初から国際比較を視野に入れた理論なのだから、自治村落の存立要件は、最優先して方法論的に鍛えられるべき自治村落論の弱点である。自治村落論の弱点克服の過程において、近世近代の村落と中世の村落の比較は大きな貢献をもたらすであろう。筆者個人としての見解としては、支配者にとっての近世の標準的な村のモデルは基本的に近畿の宮座制村落の構造を参照していたと考えられる。家格制や年齢階梯集団や百姓株式の前身としての座株など、宮座制村落には近世の村落の前身と言えるシステムが多く見出される[73]。制度は変容するものであり、また、参照の対象でもあるので、近世の村落の諸制度と宮座制村落のそれが直接的な系譜関係にあるとは必ずしも言えない。だが少なくとも、宮座制村落は近世の「自治村落」が産業組合に移行しやすかった程度には、標準的な近世の村に移行しやすかったと言えるのではないだろうか。

また、拙稿に対する直接の批判ではないが、筆者は人口過剰が百姓株式成立の前立条件であるという大鎌の見解には大いに異論がある。例えば、筑前福岡藩の村では、村によって享保飢饉以前に遡る土地請戻しが禁じられ、百姓株式が公儀によって保障された検地帳の名請に対抗的な形で土地所持の権原になったことが白川部達夫によって指摘されている[74]。白川部は、これは享保飢饉によって減少した農業労働力を引き留めるため、現住民の権利を強化した村の政策だとしている。要するに、百姓株式制度は、人口過剰対策ではなく、過疎対策の産物であった。さらに、人口不足が百姓株式数を固定させるに至るメカニズムについては、横野村の事例を中心に近刊の拙稿「近世日本の家・村・百姓株式――相模国大住郡横野村における家数の固定について――」（『比較家族史研究』第30号、近刊）

で詳しく論じているので、興味のある方はご一読されたい。

齋藤や大鎌に限らず、『自治村落の基本構造』では筆者のこれまでの研究について様々な論者による建設的な批判があり、それによって筆者の研究も大いに前進した。拙稿を素材に百姓株式について議論してくれた人々に、ここに改めて感謝したい。しかし残念ながら紙幅が尽きたため、本稿では最も大きい論点２つについて応答するにとどめ、他の点については稿を改めて議論したい。

６．おわりに
――百姓株制度の今日的意義――

以上、日本伝統農村社会における共済機能について、日本近世の村・五人組による人的資源・環境資源の管理とその手段としての百姓株式制度に焦点を当てて議論した。百姓株式は村の環境資源の管理という点から見ると、宅地・耕地・コモンズ利用権という環境資源と一体化したものであり、その所持主体は家であった。家は村の人的資源管理の単位でもあった。村は常に村の各農家に適切な質量の人的資源が配置されるよう注意を怠らず、生産能力を欠く農家である「潰百姓」が発生しないよう数々の対策を講じた。その対策の中には、村入用の徴収額を農家の経済状況によって減らすものもあれば、独身者が百姓株式の相続人を村と五人組に届け出る「内存書」のような制度もあった。

このような工夫にもかかわらず、世帯規模の小さい日本の農業経営の抱える必然的結果としての人口学的脆弱性に基づく「潰百姓」は常に発生した。「潰百姓」が発生した場合、環境資源の管理と人的資源の管理から相続人対策が問題になった。村や五人組は宅地・耕地・コモンズ利用権に代表される環境資源の管理を行い、また、親類は未成年の相続人を養育し、もしくは生まれてくる子供を相続人にすることを取り決めることで、人的資源の管理・供給を行った。潰れた百姓株式の管理において、地縁組織である村・五人組と広義の血縁集団である親類は相互補完的に役割を分担していたと言える。ただし、親類が機能しない場合は村や五人組が親類の役割を代替した。

従来、権力の押し付けによって農村に作られたとされる五人組であるが、潰百姓発生という極限状態において作成された史料をよく分析すると伝統農村社会の共済におけるその役割は大きく、様々な機会に農家の経営に介入し、さらに農家経営を支えていた農村生活に欠くべからざる共済組織であることが分かった。五人組に所属できるかどうかは農民にとって死活問題であった。例えば、横野村の事例を見ると、「組はずし」をされた場合、親類だけでは決して農村生活における様々な場面で農家経営を支援しきれないことが判明した。

この結果は、現代農村社会においては、家族・親族は言うまでもなく、集落やそれより小規模な近隣組織の支援も共済問題を考える上で同等に重要でありうることを示唆しているのではないか。世帯規模が縮小する現在、地縁組織が農村社会における共済に果たす役割もまた大きくなっていることは言うまでもない。

注

1　水林彪『封建制の再編と日本的社会の確立』山川出版社、1987、154頁。稲葉継陽『日本近世社会形成史論』校倉書房2009、324、350頁。
2　久保健一郎『戦国大名の兵糧事情』吉川弘文館2015、166頁。
3　稲葉継陽『日本近世社会形成史論』校倉書房2009、324、350頁。
4　稲葉、前掲書、24－25、396頁、稲葉継陽「2013年度歴史学研究会大会報告批判」『歴史学研究』2013、49－50頁。
5　深谷克己「百姓成立」塙書房1993。
6　出所はいわゆる「慶安御触書」。深谷、前掲書、24頁。
7　出所は「条々」（小早川家文書一『大日本古文書』家わけ十一、五〇三）、いわゆる「刀狩令」。深谷、前掲書、22－23頁。
8　深谷、前掲書、８頁。
9　稲葉継陽『戦国時代の荘園制と村落』校倉書房1998、65－70頁。
10　松沢裕作『明治地方自治体制の起源』東京大学出版会2009、135頁。
11　深谷、前掲書、49－51頁。
12　深谷、前掲書、49－56頁。
13　深谷、前掲書、55－56頁。
14　深谷、前掲書、103－104頁。
15　煎本増夫『五人組と近世村落』雄山閣2009、101－102、145頁、秦野市『秦野市史　第三巻　近世史料２』1982、70頁。
16　山川出版社『もう一度読む日本史』2014、154頁。
17　渡邊忠司『近世社会と百姓成立』思文閣出版2007、208、232頁。
18　煎本、前掲書、145頁。
19　煎本、前掲書、174頁。
20　煎本、前掲書、94、145頁。
21　野村兼太郎『五人組帳の研究』1943、87頁。
22　佐藤常雄『日本稲作の展開と構造』吉川弘文館1987、186頁。
23　神崎彰利「永尋ね」『国史大辞典』吉川弘文館2010。
24　五島敏芳「百姓成立と欠落」『歴史学研究』728、1999、8頁。
25　「　」内の用語については、漢字のものは「地方凡例録」、カタカナは福田アジオ『日本村落の民俗的構造』が出所である。忘れられがちであるが、コモンズ利用権も百姓株式の権利のうちの一つである。鈴木榮太郎は岐阜県の農村のある夫婦がそれぞれの相続により２軒分の入会権を持っていたため、村から非難を受けた事例を取り上げて、夫婦が入会権を２軒分持ち続けたのは「家を尊重する態度」と高く評価している。
　鈴木榮太郎『日本農村社会学原理』時潮社1940、148頁、福田アジオ『日本村落の民俗的構造』37－38頁、白川部達夫『近世の百姓世界』吉川弘文館1999、56－57頁。
26　平野哲也「江戸時代における百姓生業の多様性・柔軟性と村社会」『日本史学のフロンティア』法政大学出版局2015、243頁。
27　平野哲也『江戸時代村社会の存立構造』御茶の水書房2004、457、473頁。
28　秦野市『秦野市史　近世史料　統計編１』1987、148－149頁。
29　「東海道御伝馬役ハ、（闕字）御公儀様御奉行所右横野御留山六木御用書付御吟味之上、当村ハ御免ニ御座候」。
　秦野市『秦野市史　第二巻　近世史料１』1982、81頁。
30　秦野市『秦野市史　第二巻　近世史料１』、654頁。
31　秦野市『秦野市史　近世史料　統計編１』、151－153頁。
32　銭と両の換算レートは１両が４貫800文である。１貫は1000文である。また、村入用帳の合計額は12文多い120貫49文である。高割合計額、人別割の合計額にそれぞれ「８文増」、「４文増」との記載があり、徴収の過程で端数が生じたため、何らかの手段で調整したためと思われる。秦野市『秦野市史　近世史料　統計編１』、149頁。
33　内藤二郎『本百姓体制の研究』1968、207－217頁。
34　内藤、前掲書、208頁。
35　内藤、前掲書、207、224頁、穂積陳重『五人組法規集』有斐閣1921、144頁。
36　内藤、前掲書、210頁。
37　内藤、前掲書、217頁。
38　内藤、前掲書、218頁。
39　内藤、前掲書、226頁。
40　内藤、前掲書、226－227頁。
41　内藤、前掲書、210、225頁。
42　大石久敬著、大石慎三郎校訂『地方凡例録　下巻』近藤出版社1969、頁。
43　大石久敬、大石慎三郎『地方凡例録　下巻』、113－114頁。
44　大石久敬、大石慎三郎『地方凡例録　下巻』、113－114頁。
45　大石久敬著、大石慎三郎校訂『地方凡例録　上巻』近藤出版社1969、113－114頁。
46　平野哲也「江戸時代における百姓生業の多様性・柔軟性と村社会」、236、241－242頁。
47　大石久敬、大石慎三郎『地方凡例録　下巻』、114頁。
48　煎本、前掲書、94、97－98頁。
49　煎本、前掲書、94頁。
50　佐藤、前掲書、186－188頁。
51　煎本増夫「幕末における『株』百姓の存在形態」『世田谷』12号、世田谷区史研究会、1961、７頁。
52　秦野市『秦野市史　近世史料　統計編１』、151－152頁。
53　秦野市『秦野市史　第三巻　近世史料２』、70頁。
54　戸石七生「前近代移行期南関東農村における農家数減少とその対策」『共済総合研究』64、2012、57頁。
55　戸石、前掲論文、2012、57－61頁。
56　平野、前掲書、456－457頁。
57　平野、前掲書、452頁。
58　煎本、前掲書、94、116頁。

59　大石久敬、大石慎三郎『地方凡例録　下巻』、98頁。
60　煎本、前掲書、96－99頁。
61　黒須里美・落合恵美子「人口学的制約と養子」『近代移行期の家族と歴史』ミネルヴァ書房2002、150－151頁。
62　秦野市『秦野市史　第二巻　近世史料１』、632頁。
63　秦野市『秦野市史　第二巻　近世史料１』、629頁。
64　齋藤仁・大鎌邦雄・両角和夫編著『自治村落の基本構造』農林統計出版2015、69頁。
65　坂根嘉弘『分割相続と農村社会』九州大学出版会1996、65頁。
66　齋藤・大鎌・両角、前掲書、64頁。
67　藤田和敏「社会集団と郷」『近世郷村の研究』吉川弘文館2013、196－197頁。
68　横田冬彦「幕藩制前期における職人編成と身分」『日本史研究』235、日本史研究会1985、65－66頁。
69　脇野博『日本林業技術史の研究』清文堂出版2006、38－44頁。
70　平野、『江戸時代村社会の存立構造』、456頁、戸石、前掲論文、2012、57頁。
71　齋藤・大鎌・両角、前掲書、57、58頁。
72　勝俣鎮夫「下地の被官について」『戦国時代論』1996、259－269頁。
73　薗部寿樹『日本の村と宮座』高志書院2010、45－72頁。
74　白川部達夫『近世の百姓世界』吉川弘文館1999、38－39頁。

【参考文献】

稲葉継陽『戦国時代の荘園制と村落』校倉書房1998
稲葉継陽『日本近世社会形成史論』校倉書房2009
稲葉継陽「2013年度歴史学研究会大会報告批判」『歴史学研究』2013
煎本増夫「幕末期における潰「株」百姓の存在形態」『世田谷』13、世田谷区史研究会、1962
煎本増夫『五人組と近世村落』雄山閣2009
大石久敬著、大石慎三郎校訂『地方凡例録　上巻』近藤出版社1969
大石久敬著、大石慎三郎校訂『地方凡例録　下巻』近藤出版社1969
勝俣鎮夫『戦国時代論』岩波書店1996
神崎彰利「永尋ね」『国史大辞典』吉川弘文館2010
久保健一郎『戦国大名の兵粮事情』吉川弘文館2015
黒須里美・落合恵美子「人口学的制約と養子」『近代移行期の家族と歴史』ミネルヴァ書房2002
五島敏芳「百姓成立と欠落」『歴史学研究』728、1999
齋藤仁・大鎌邦雄・両角和夫編著『自治村落の基本構造』農林統計出版2015
佐藤常雄・大石慎三郎『貧農史観を見直す』講談社1995
坂根嘉弘『分割相続と農村社会』九州大学出版会1996
佐藤常雄『日本稲作の展開と構造』吉川弘文館1987
白川部達夫『近世の百姓世界』吉川弘文館1999
鈴木榮太郎『日本農村社会学原理』時潮社1940
薗部寿樹『日本の村と宮座』高志書院2010
戸石七生「前近代移行期南関東農村における農家数減少とその対策」『共済総合研究』64、2012
内藤二郎『本百姓体制の研究』御茶の水書房1968
松沢裕作『明治地方自治体制の起源』東京大学出版会2009
水林彪『封建制の再編と日本的社会の確立』山川出版社、1987
秦野市『秦野市史　第二巻　近世史料１』1982
秦野市『秦野市史　第三巻　近世史料２』1983
秦野市『秦野市史　近世史料　統計編１』1989
平野哲也『江戸時代村社会の存立構造』御茶の水書房2004
平野哲也「江戸時代における百姓生業の多様性・柔軟性と村社会」『日本史学のフロンティア２』法政大学出版局2015
深谷克己『百姓成立』塙書房1993
藤田和敏「社会集団と郷」『近世郷村の研究』吉川弘文館2013
福田アジオ『日本村落の民俗的構造』弘文堂1982
穂積陳重『五人組法規集』有斐閣1921
脇野博『日本林業技術史の研究』清文堂出版2006
渡邊忠司『近世社会と百姓成立』思文閣出版2007